

特例退職被保険者、任意継続被保険者のみなさまへ

2012年4月～2013年3月

3月初旬 2012年度の保険料納入通知書を発行します

* 特例退職被保険者で毎月払いの方は除きます。

* 納付方法に応じた **毎月払い (任意継続被保険者のみ)** **1年前前納** **6カ月前納** の通知書を一括でお送りします。

● 2012年度の保険料

特例退職被保険者

	2012年2月まで	2012年3月から	2012年6月から
標準報酬月額	340,000円	標準報酬月額 340,000円	標準報酬月額 340,000円
健康保険料	19,720円	健康保険料 19,720円	健康保険料 24,140円
介護保険料	3,060円	介護保険料 3,060円	介護保険料 3,060円
合計	22,780円	合計 22,780円	合計 27,200円

* 65歳以上の方の介護保険料は、健保組合では徴収していません。

任意継続被保険者

	2012年2月まで	2012年3月から	2012年6月から
標準報酬月額	500,000円	標準報酬月額 500,000円	標準報酬月額 500,000円
健康保険料	29,000円	健康保険料 29,000円	健康保険料 35,500円
介護保険料	4,500円	介護保険料 4,500円	介護保険料 4,500円
合計	33,500円	合計 33,500円	合計 40,000円

* 40歳未満の方は介護保険料の徴収はありません。

★ 2012年度は保険料率改定に伴い6月から保険料が変更となります。

特例退職被保険者の標準報酬月額

||

前年9月30日における全被保険者
(特例退職被保険者を除く)の平均標準報酬月額

+

前年の全被保険者の標準賞与平均額の1/12

× $\frac{1}{2}$

任意継続被保険者の標準報酬月額

||

退職時の標準報酬月額
or
前年9月30日現在の当健保組合の
全被保険者の標準報酬月額の平均額の、
いずれか低いほうの額

春は、就職等の季節です。ご家族のなかに被扶養者からはずれる方はいませんか？

被扶養者の方でつぎのような項目のいずれかに当てはまり、被保険者との生計維持関係がなくなったときは、被扶養者からはずす手続きが必要です。健保組合に「健康保険被扶養者(異動)届」を5日以内に提出してください。

こんなときは
被扶養者で
なくなります

- 子どもが就職した
- 子どもが結婚してその配偶者の被扶養者になった
- パートなどを始めて年間収入が130万円(60歳以上または障害がある場合は180万円)を超えた
- 亡くなった
- 75歳になった

詳しくはHPへ HOME >> サービス一覧 >> 健康保険証に関する届出・給付申請などについて



住所が変わったときは「住所変更届」を提出してください

市町村合併等で住所表示が変わったとき
政令指定都市移行などで郵便番号が変わったときも

〈日本 IBM 社員、顧問・嘱託、臨時雇用者の被保険者、関連会社の被保険者の方は…〉

会社に届け出てもらえれば、健保組合へ住所変更届を提出する必要はありません。

ただ、被扶養者がいて、被扶養者もいっしょに転居する

場合は、別途、健保組合へも住所変更届を提出してください。また、被扶養者だけが転居する場合も、住所変更届を健保組合に提出してください

〈任意継続被保険者、特例退職被保険者の方は…〉

個別に健保組合に住所変更届を提出してください。

★ 本誌と同送のご案内もご参照ください ★

『My Health』(紙冊子)の配送停止をご希望の方へ

★ 本誌と同送の「配送停止ご希望の方へ」をご利用ください ★ 配送停止は随時受け付けております。

忘れていませんか？

2011年度健康づくりプログラム補助金申請

2011年度末(2012年3月31日)までにご利用になった健康づくりプログラムの補助金申請は、4月13日(金)までに健保・保健事業部(HZD-YY1-A)必着でお送りください。

締切は4月13日(金)です 必着

詳しくはHPへ

HOME >> 申請・申込一覧 >> 健康づくりプログラム



★ 編集後記 ★

今号では「保険料率改定」についてお知らせしました。健保組合では、みなさまに負担増をお願いするばかりでなく、来年度は、より効果の期待できる保健事業、疾病予防に重点を置いた事業にシフトして、プログラムを見直し、展開してまいります。みなさまのご理解と積極的なご利用をお願いいたします。

● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで